

議案第 2 号

平成23年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員について

平成23年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員を別紙のとおり定める。

平成22年10月20日

沖縄県教育委員会

別紙

平成 23 年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員について

1 沖縄県立特別支援学校の幼稚部

(1) 設置学級数

学 校 名	一般
	学級数
沖縄盲学校	2
沖縄ろう学校	4
名護特別支援学校	1
美咲特別支援学校	2
島尻特別支援学校	1
西崎特別支援学校	2
宮古特別支援学校	1
八重山特別支援学校	1
計	14

(2) 定員

5人を標準とし、必要に応じて校長が定めるものとする。

2 沖縄県立沖縄高等特別支援学校

学 校 名	一般	
	学級数	定員
沖縄高等特別支援学校		
本校	5	45人
中部農林高等学校分教室	1	10人
南風原高等学校分教室	1	10人
計	7	65人

平成23年度県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄高等特別支援学校の入学定員について

1 入学定員を定めるにあたって

- (1) 特別支援学校における幼稚部及び高等部の設置は、学校教育法第76条に基づいて行う。また1学級の幼児数及び生徒数は、学校教育法施行規則第120条と公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第14条に基づいて行う。
- (2) 障害のある幼児の早期教育及び軽度の知的障害のある生徒の教育保障のため、入学希望調査を行い、参考に定員を定めている。
- (3) 今回の定員は幼稚部は7月及び9月、沖縄高等特別支援学校については平成22年5月調査の結果を参考に定めたものである。
 - ① 幼稚部については、市町村教育委員会からの要望もあり、障害のある幼児が保育所や幼稚園での入園に際しても支援員の配置等が円滑に行えるよう入学者選抜実施の時期を早め、従来の3月から12月に変更になった。盲学校2学級、ろう学校4学級、知的障害・肢体不自由等特別支援学校に8学級の学級を設置し、在籍する幼児に対する支援とセンター的機能を発揮して地域支援を行う。
 - ② 幼稚部の1学級の幼児数については「5名を標準とし必要に応じて校長が定める」ものとする。
 - ③ 沖縄高等特別支援学校の定員については、学校の特色を踏まえ、調査を参考に入学定員を定めるものとする。

2 平成23年度特別支援学校の幼稚部の入学定員の前年度との比較

幼稚部の入学定員は、平成22年度と比較して2学級増。

設置予定の学級数は以下の表による

	H22年度学級数	H23年度学級数
沖縄盲学校	1	2
沖縄ろう学校	4	4
名護特別支援学校	1	1
美咲特別支援学校	2	2
島尻特別支援学校	1	1
西崎特別支援学校	1	2
宮古特別支援学校	1	1
八重山特別支援学校	1	1
合計	12	14
前年度比較 増減	前年度比2学級増	

3 沖縄高等特別支援学校の入学定員について

沖縄高等特別支援学校入学定員については、本校の入学定員は、1学級9名の5学級45名、県立高等学校(中部農林高等学校・南風原高等学校)分教室の入学定員は、1学級10名の2学級とする。

沖縄高等特別支援学校受検者数推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受検者	57	70	75	59	53	51	85	76	75	118
定員	40	40	40	40	40	40	48	45	45	本校 45 中部農林分 10 南風原分 10

*1 参考

平成23年度 特別支援学校の幼稚部における1学級定員について

幼稚部の1学級の幼児数については、5名を標準とし、学校教育法施行規則第120条において「一人の保育する幼児数は、8人以下を標準とする。」とされている。入学希望調査の結果及び学校の実情等必要に応じて、学校長が定めるものとする。